

参考資料

2014年2月24日

0. 特許・実用新案・意匠・商標

特許権(発明)【特許法】

- ・ 保護対象: 高度な技術的創作のうち、産業上有用な物や方法等
- ・ 存続期間: 出願から20年
- ・ 年間出願件数: 33万件(2013年)

実用新案権(考案)【実用新案法】

- ・ 保護対象: 技術的創作のうち、物品の形、構造等
- ・ 存続期間: 出願から10年
- ・ 年間出願件数: 8000件(2013年)

意匠権(工業デザイン)【意匠法】

- ・ 保護対象: 新規性と創作性があり、美感を起こさせる物品の形状等
- ・ 存続期間: 登録から20年
- ・ 年間出願件数: 3万件(2013年)

商標権(ブランド、マーク等)【商標法】

- ・ 保護対象: 商品やサービスの出所を示す標章
- ・ 存続期間: 登録から10年(更新可)
- ・ 年間出願件数: 12万件(2013年)

【電気自動車に関連する知的財産権の例】

特許権

例: 少ない電気量で長距離走行が可能な高効率モーター

実用新案権

例: バッテリーを効率的に収納するための構造



商標権

例: 自動車メーカーのロゴマーク

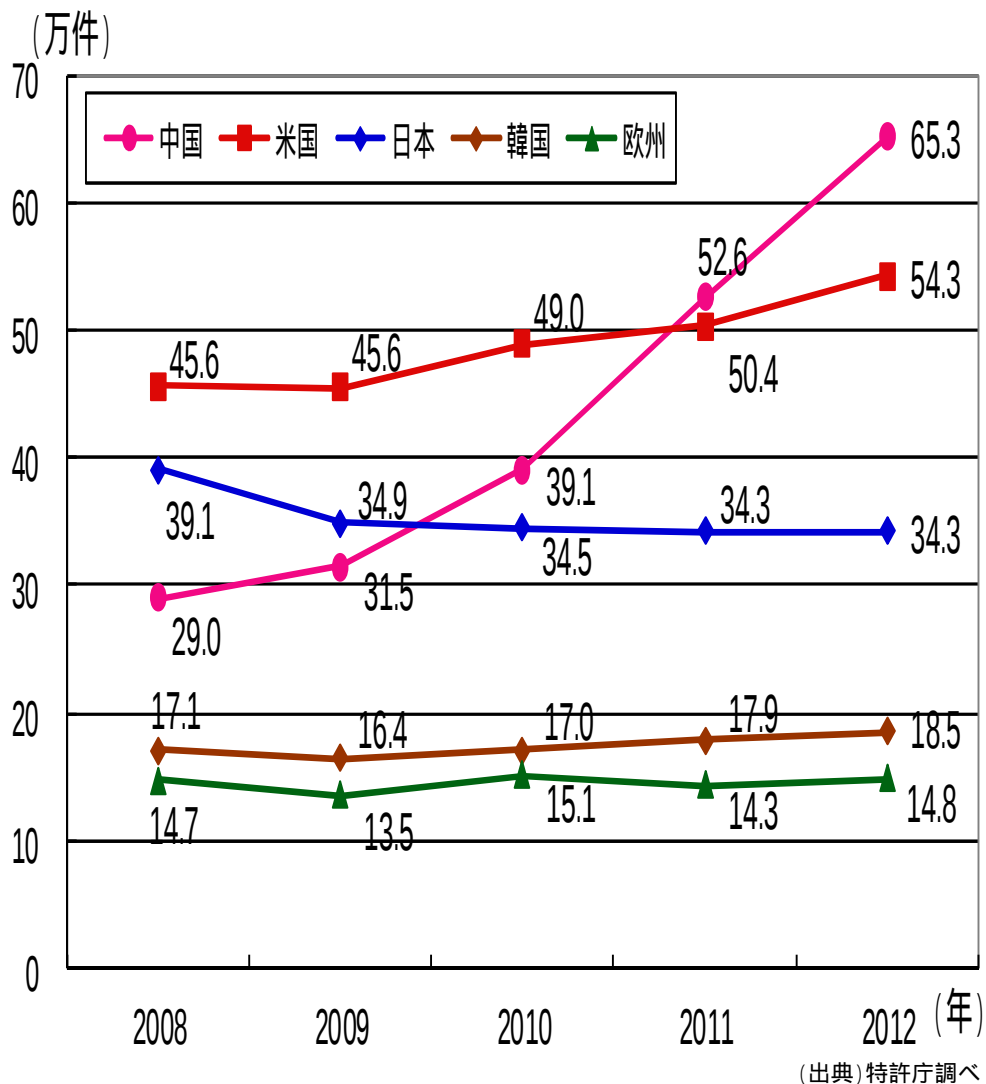
意匠権

例: 車体のデザイン

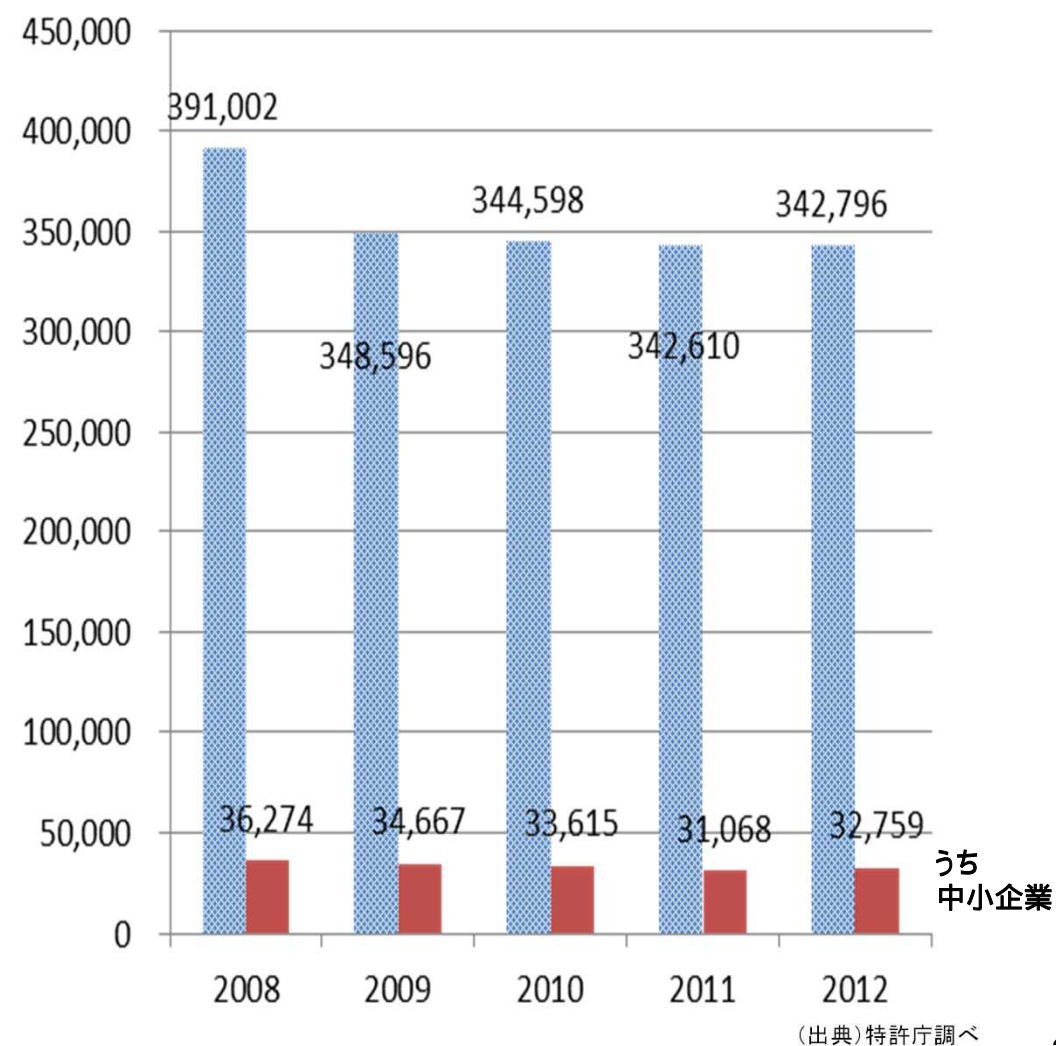
1.(1) 特許出願の動向

- 近年の中国における特許出願件数は急増。2011年には米国を上回って「出願数世界一」に。
- 我が国における特許出願件数は微減傾向。なお、中小企業による出願には微増の兆候あり。

【日米欧中韓における特許出願】



【日本における特許出願】

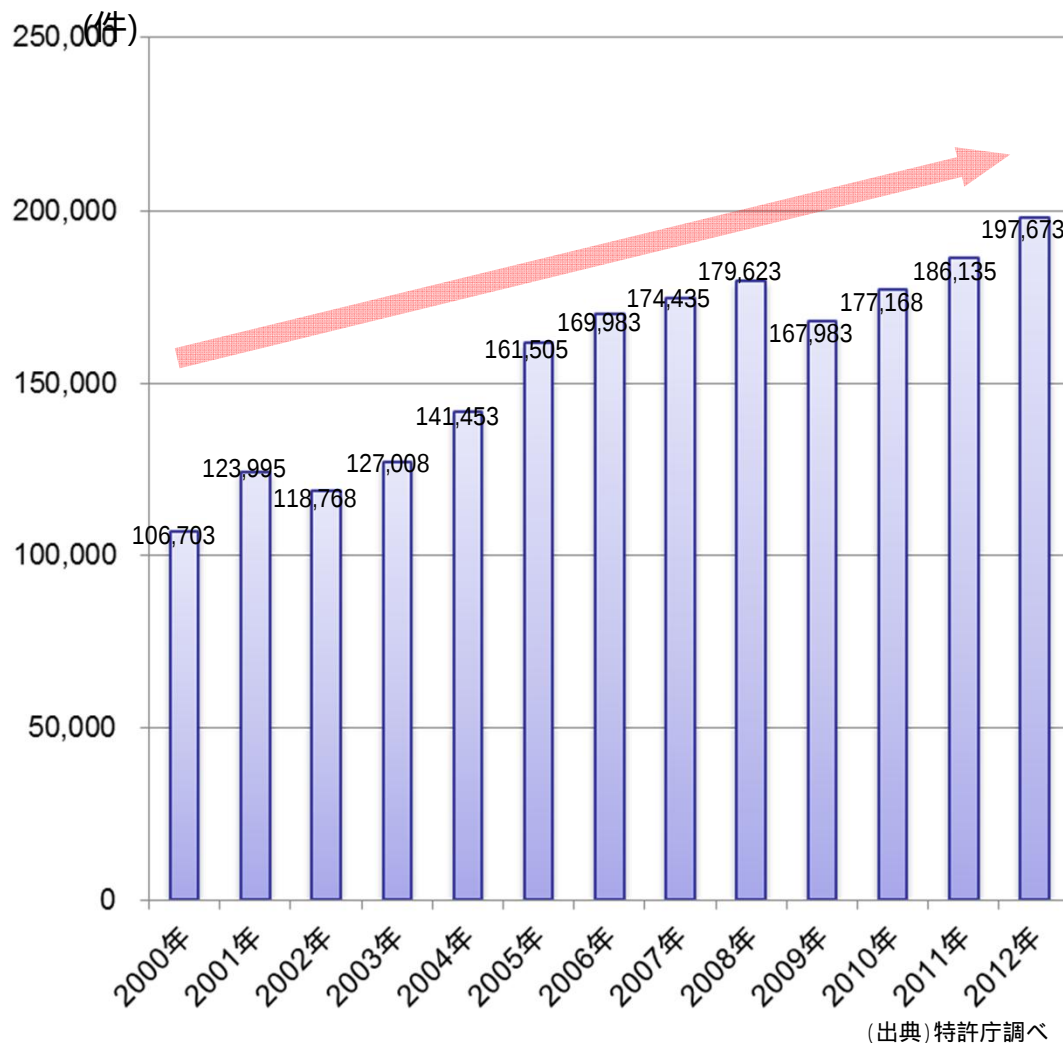


1.(2) 我が国企業の海外出願の動向

- 海外市場の拡大、制度調和の進展なども背景として、我が国企業の海外出願は着実に増加。
- ただし、欧米企業と比較すると、我が国企業の出願は今もなお本国中心にとどまっている状況。

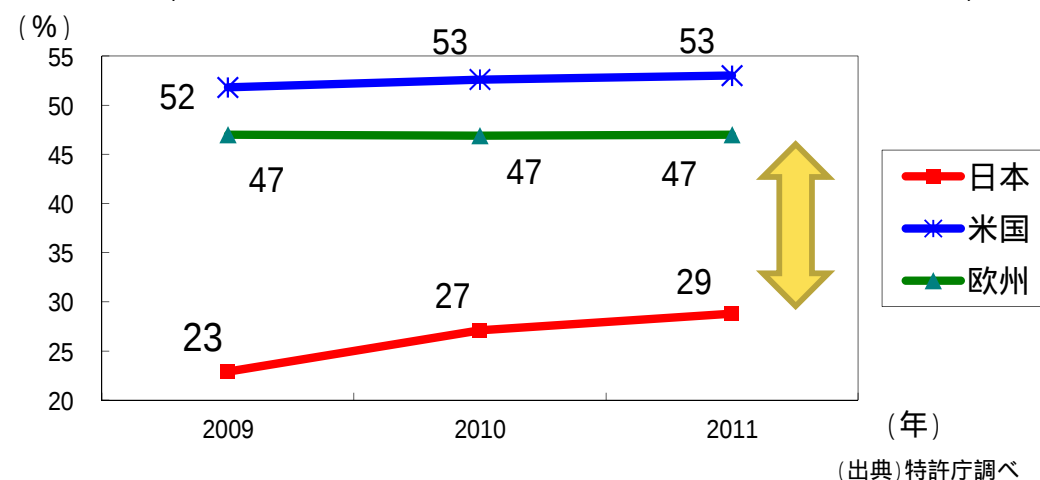
【日本企業の海外特許出願】

2012年は2000年の約2倍



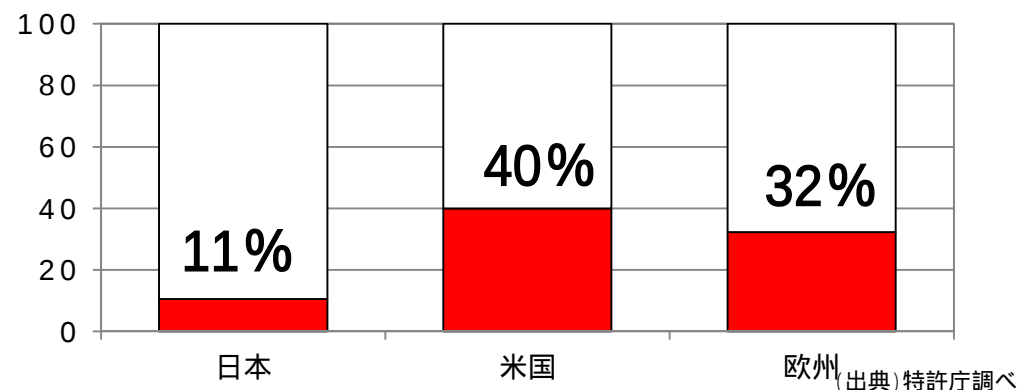
【日米欧企業の海外出願率】

(自国かつ海外へ出願した出願数 / 自国への出願総数)



【日米欧企業の海外出願における途上国への出願】

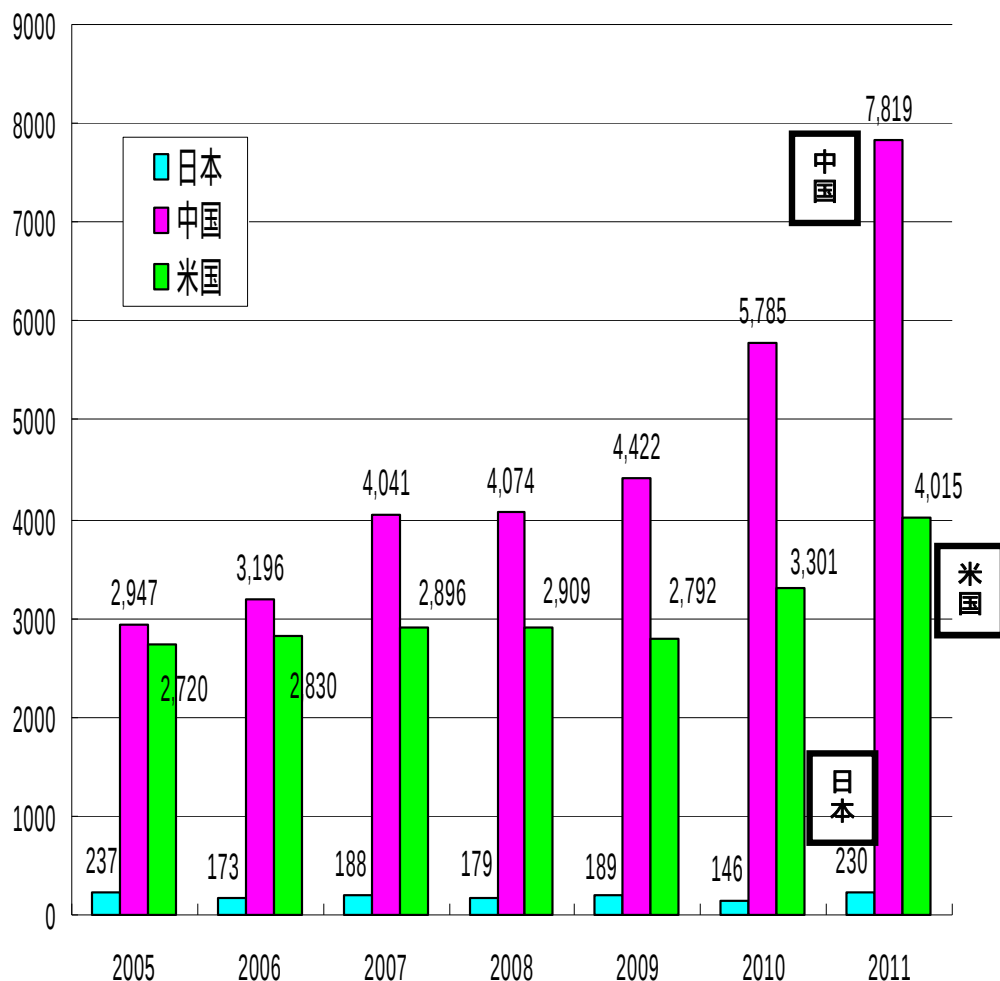
(2011年)



1.(3) 知財訴訟の動向

- 海外における知財訴訟は増加の一途。中国においては高額の損害賠償額の裁判事例も。
- 米国を中心に、特許不実施主体(NPE)による権利行使、標準必須特許のあり方も課題に。

【日中米における知財(特許・実用新案・意匠)訴訟】

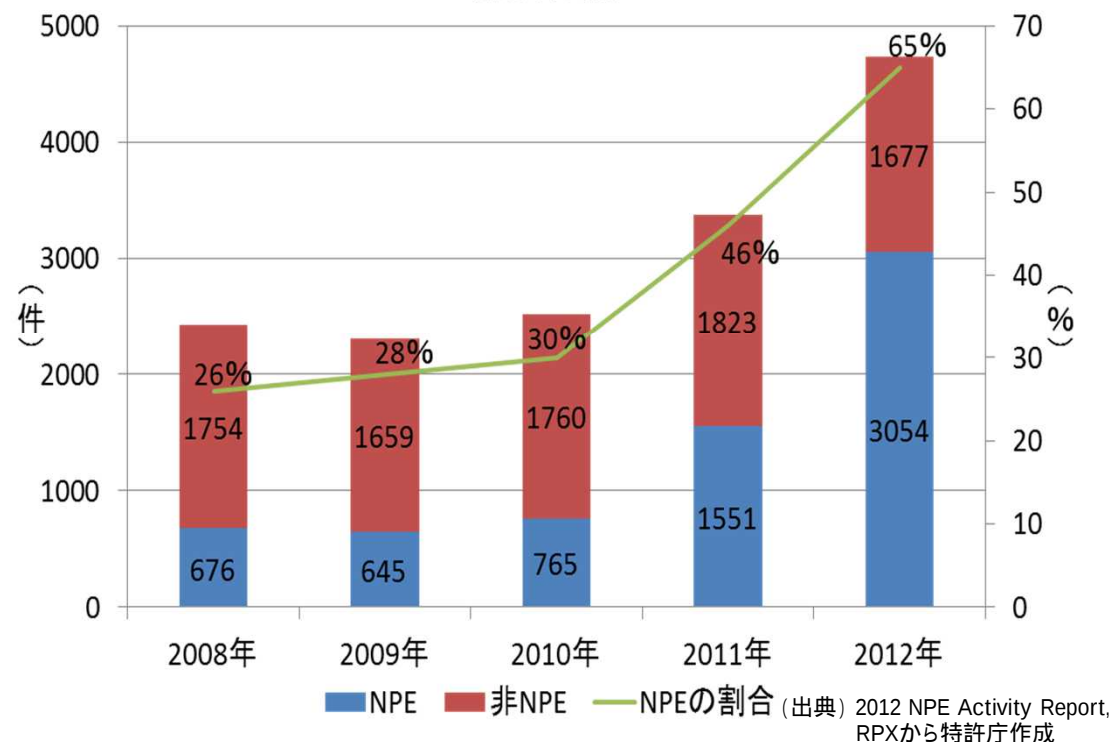


米国には実用新案制度がない

日本・中国は1月～12月、米国は10月～9月

(出典) 特許庁調べ

【米国における特許不実施主体による訴訟】



< 米国におけるパテントロール対策法案 >

下院司法委員長(共和党)らが下院へ提出し可決(2013年12月)

上院司法委員長(民主党)らが上院へ提出。(2013年11月)

主な対策項目	
・提訴時ハードルを上げる(侵害内容の説明など、訴状記載要件の加重)	
・真の利害関係者の開示	
・顧客に対する訴訟の中断	
・米国特許商標庁による中小企業の支援、特許市場の調査	等

(出典) 特許庁調べ

1.(4) 欧州特許制度の動向

- 欧州においては、EU加盟国領域内での知財制度の構築に向け、「欧州単一効特許」と「統一特許訴訟制度」をパッケージとした協定・規則が2012年12月に成立。

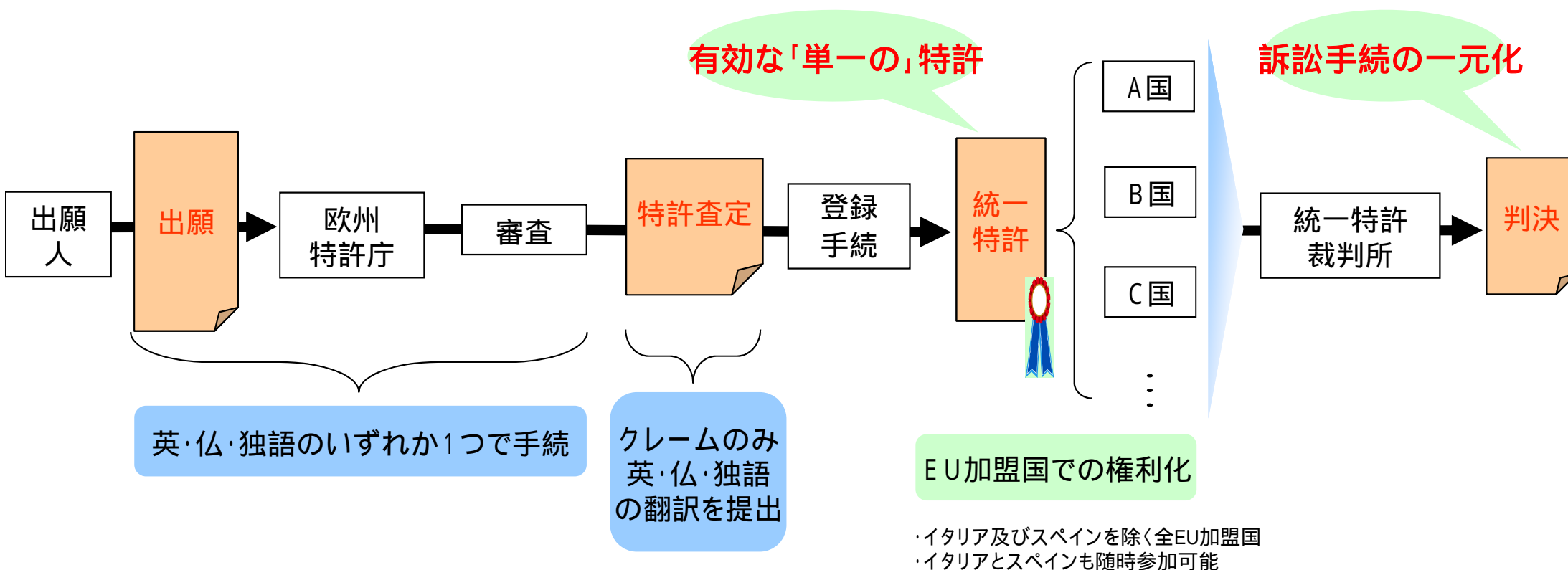
【欧州単一効特許】

- ・ 加盟国領域において効力を有する単一の特許

【統一特許訴訟制度】

- ・ 加盟国領域における訴訟手続の一元化

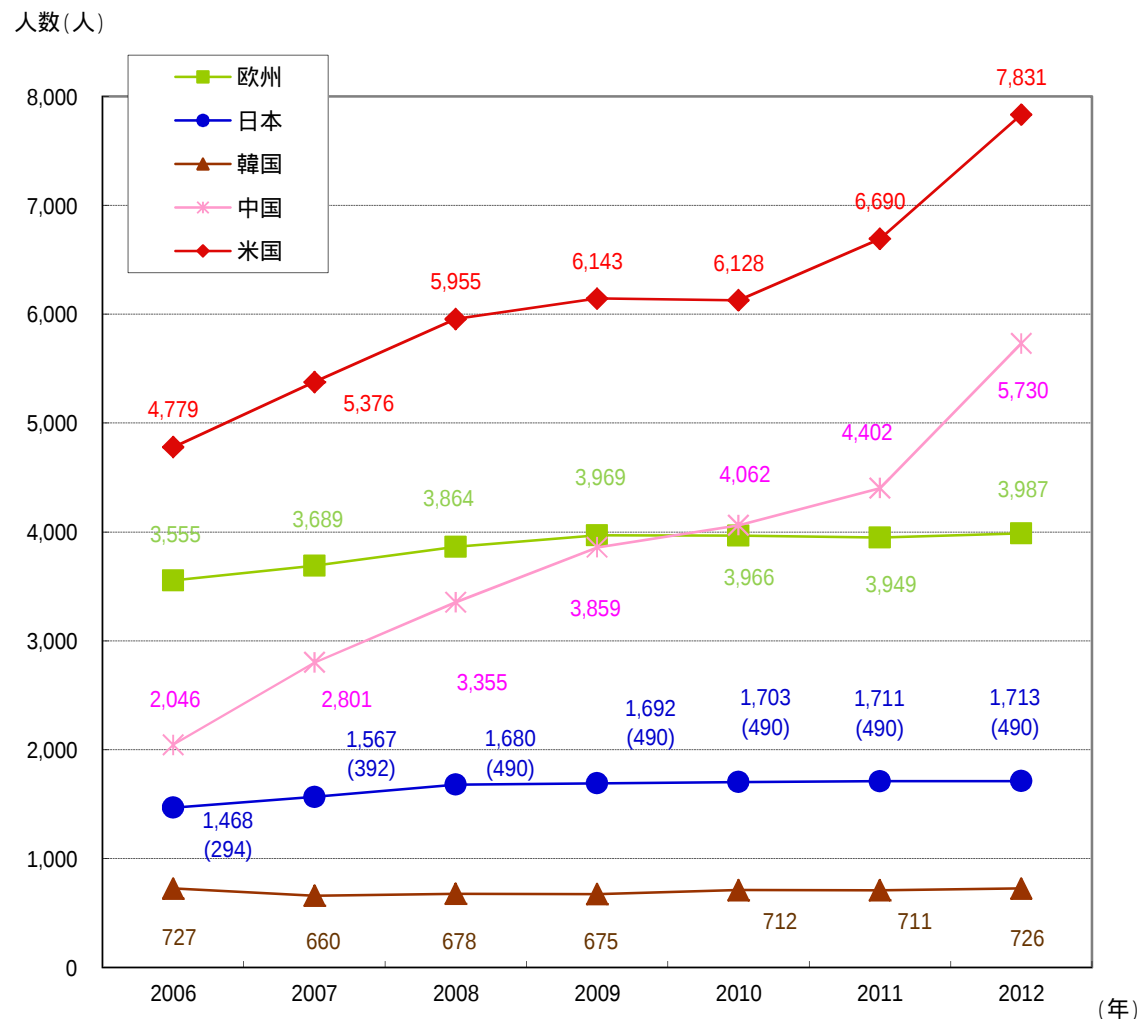
欧州単一効特許制度・統一特許訴訟制度が導入された場合



1.(5) 我が国特許制度の動向

- 2002年の「知財立国宣言」をはじめとする我が国の知財政策の展開の中、これまでの我が国の特許行政における最優先課題は、審査体制の整備を通じた特許審査の迅速化・効率化。

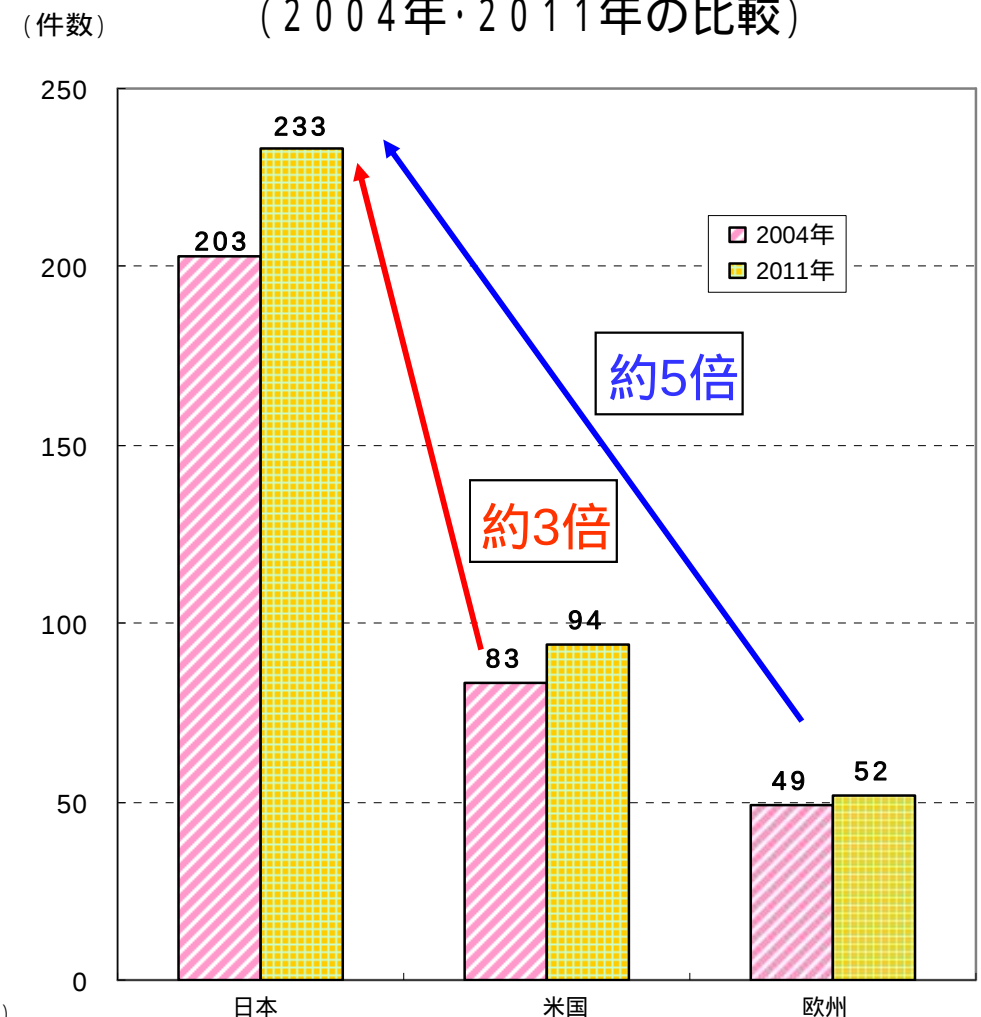
【五大特許庁の審査官数】



(出典) 特許行政年次報告書2013

【一審査官当たりの審査処理件数】

(2004年・2011年の比較)



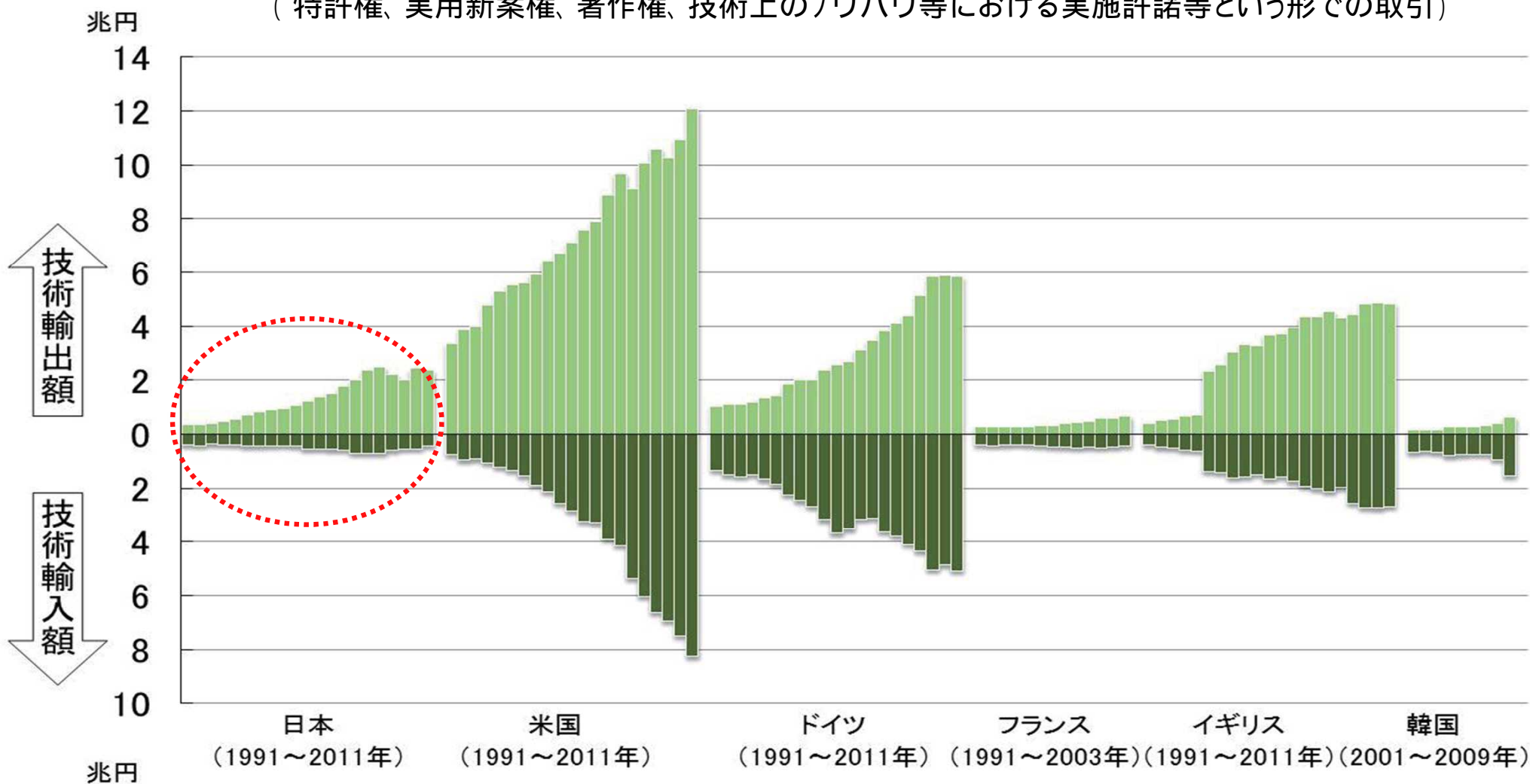
(出典) 特許行政年次報告書2013

2.(1) 知財と国際収支

- 1993年以降、我が国の「技術貿易」は輸出額が輸入額を上回っており、知財は国際収支にとっての重要な資産。ただし、その規模は、米国の現在の5分の1、約20年前に及ばぬ水準。

【技術貿易】

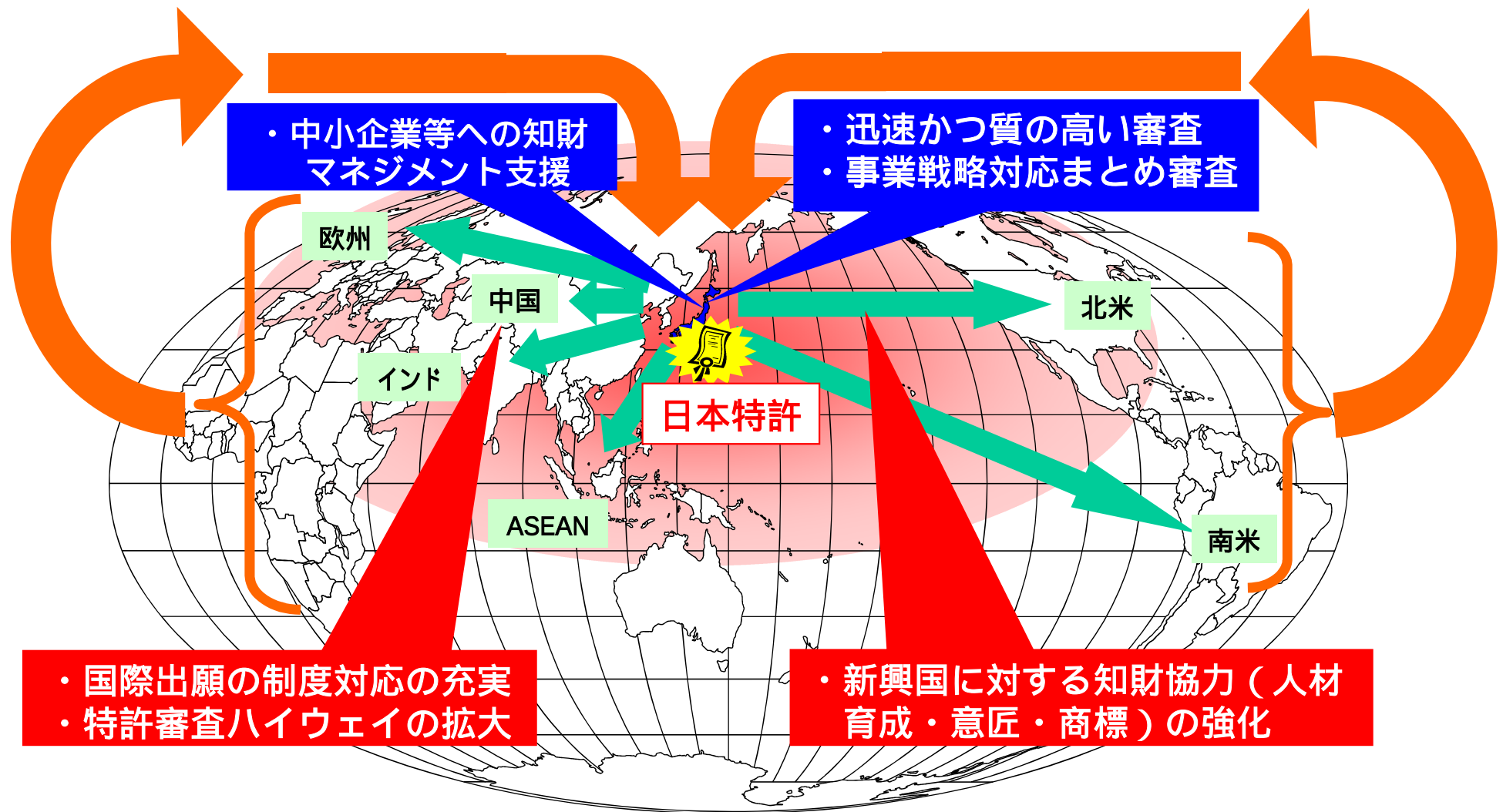
(特許権、実用新案権、著作権、技術上のノウハウ等における実施許諾等という形での取引)



2.(2) 知財とイノベーション・サイクル

- 「アベノミクス」成長戦略を支える制度・システムの一つとして、我が国企業の海外活動の展開を円滑化し、イノベーションの好循環に向けた環境を整えることが現下の最重要課題。

【イノベーションの好循環に向けて】



2.(3) 知財政策の基本方針

- 2013年6月閣議決定は、我が国企業のニーズも踏まえ、世界最高の「知財立国」を目指すこととしており、まずは、それらの具体化・加速化の「実践」が課題。

「日本再興戦略」

2013年6月14日 閣議決定

第 総論

2. 成長への道筋

(3) 新たなフロンティアを作り出す

(オールジャパンの対応で「技術立国・知財立国日本」を再興する)

- ・・・また、世界の先を行く基礎研究の成果を一気に実用化レベルに引き上げるための革新的な研究を徹底的に支援し、i P S プロジェクトのような成功例を次々と生み出していく。

国の総力を結集して「技術で勝ち続ける国」を創る。

さらに、日本人の知恵・創造力を発揮して、世界最高の「知的財産立国」を目指す。

「知的財産政策に関する基本方針」

2013年6月7日 閣議決定

- ・・・ **今後10年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し**、以下の3点を目標に、危機感とスピード感をもって知的財産政策を組み立てていかななくてはならない。
- ・これまでの知財政策のように他国に追い付くことを目標とするのではなく、また後れを取り戻すのでもなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと。
- ・アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- ・世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。

2.(4) 特許行政の主な取組み

- 「審査の高品質・迅速化」「制度・システムの国際競争力強化」「基礎インフラ機能の充実・向上」の3つの観点から、加速的に具体化する方針。

審査の高品質・迅速化

制度・システムの国際競争力強化

基礎インフラ機能の充実・向上

これまでの
取組み

- ・ 「一次審査通知」(FA)の短縮
(2013年度末までに11か月台)
- ・ 審査体制の強化
(任期付審査官:5年間任期10年で490名)

- ・ 特許審査ハイウェイ(PPH)網
(2014年1月で32の特許当局)
- ・ 特許協力条約(PCT)、マドリッド
協定議定書への加入
(複数国への特許・商標の一括出願)
- ・ 新興国における審査実務の協力
(審査官交流、システム)

- ・ 中小ベンチャー・小規模企業等に対する国内・国際出願料等軽減
(産業競争力強化法による措置)
- ・ 「知財総合支援窓口」による支援
(2011年から全国に56か所設置)

14年度政府予算案
国会提出検討中法案

- ・ 任期付審査官の確保など審査
体制の充実
(2014年度:100名)

- ・ 救済措置の拡充 【特許法改正】
- ・ 特許異議申立制度の創設 【特許法改正】
- ・ 複数国への意匠の一括出願 【意匠法改正】
- ・ 音や色など商標保護対象の拡充 【商標法改正】
- ・ 技術動向調査の強化
(中国等の技術動向の把握・提供)

- ・ 地域団体商標の登録主体拡充 【商標法改正】
- ・ 弁理士の使命条項・中小企業等の
相談に応じることができる旨の明確化 【弁理士法改正】
- ・ 国際出願手数料納付手続簡素化 【国際出願法改正】
- ・ 「知財総合支援窓口」機能強化
(弁理士・弁護士等専門家の常駐化等)
- ・ 国際出願支援・模倣品対策
- ・ 情報システムの整備の加速化

さらに具体化に
取り組む課題

- ・ 審査のさらなる迅速化・権利化
までの期間(TP)の短縮
(定量的な目標の新たな設定)
- ・ 審査のさらなる高品質化
(品質の指標の策定とその国際展開)
- ・ 「事業戦略対応まとめ審査」

- ・ 職務発明制度の見直し
- ・ 国際出願の運用改善
(「国際調査報告」の対象管轄拡大)
- ・ 対ASEAN協力の強化
(審査官育成手法、商標・意匠の強化)
- ・ 国際制度・枠組みへの対応
(国内措置改善、特許法条約加入等)

- ・ 特許電子情報図書館(IPDL)刷新
- ・ 工業所有権情報・研修館(INPIT)
の機能強化
- ・ 中国語文献の和文翻訳システムの
整備の加速化・情報提供の充実
- ・ 「知財総合支援窓口」の機能強化
- ・ 中小企業等の営業秘密保護支援

2.(5) 検討中の法案

背景

- 今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指すこととしている「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」(いずれも2013年6月閣議決定)の着実な実行のためには、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤の早急な整備が必要。

措置事項の概要

A. 特許法の改正

(1) 救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、**出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする**等の措置を講ずる(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法にも同様の措置を講ずる)。

(2) 特許異議の申立て制度の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する。

【法改正前】

<いつでも請求可能>

・誰でも請求可能
・口頭又は書面での審理

特許無効
審判制度

【法改正後】

<特許から6か月間>

<いつでも請求可能>

・誰でも申立て可能
・書面審理のみ

・利害関係人のみ請求可能
・口頭又は書面での審理

特許異議の
申立て制度

B. 意匠法の改正

○ 複数国に意匠を一括出願するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(加入を検討中)に基づき、**複数国に対して意匠を一括出願**するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る。

【法改正前】



A国

B国

C国

【法改正後】



A国

B国

C国

C. 商標法の改正

(1) 保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている**色彩や音**といった商標を我が国における保護対象に追加する。

(2) 地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及びNPOを商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る。

【海外での我が国企業の商標の登録例】

・色彩の商標
トンボ: MONO消しゴム
(欧州での登録)



・音の商標
久光製薬
(欧州での登録)



【普及が進む地域ブランドの例】

・香川県小豆島の小豆島オリーブオイル
(NPO法人小豆島オリーブ協会)



D. 弁理士法の改正

○ 弁理士の使命の明確化・業務の拡充

「知的財産に関する専門家」としての**弁理士の使命**を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化等を行う。

その他

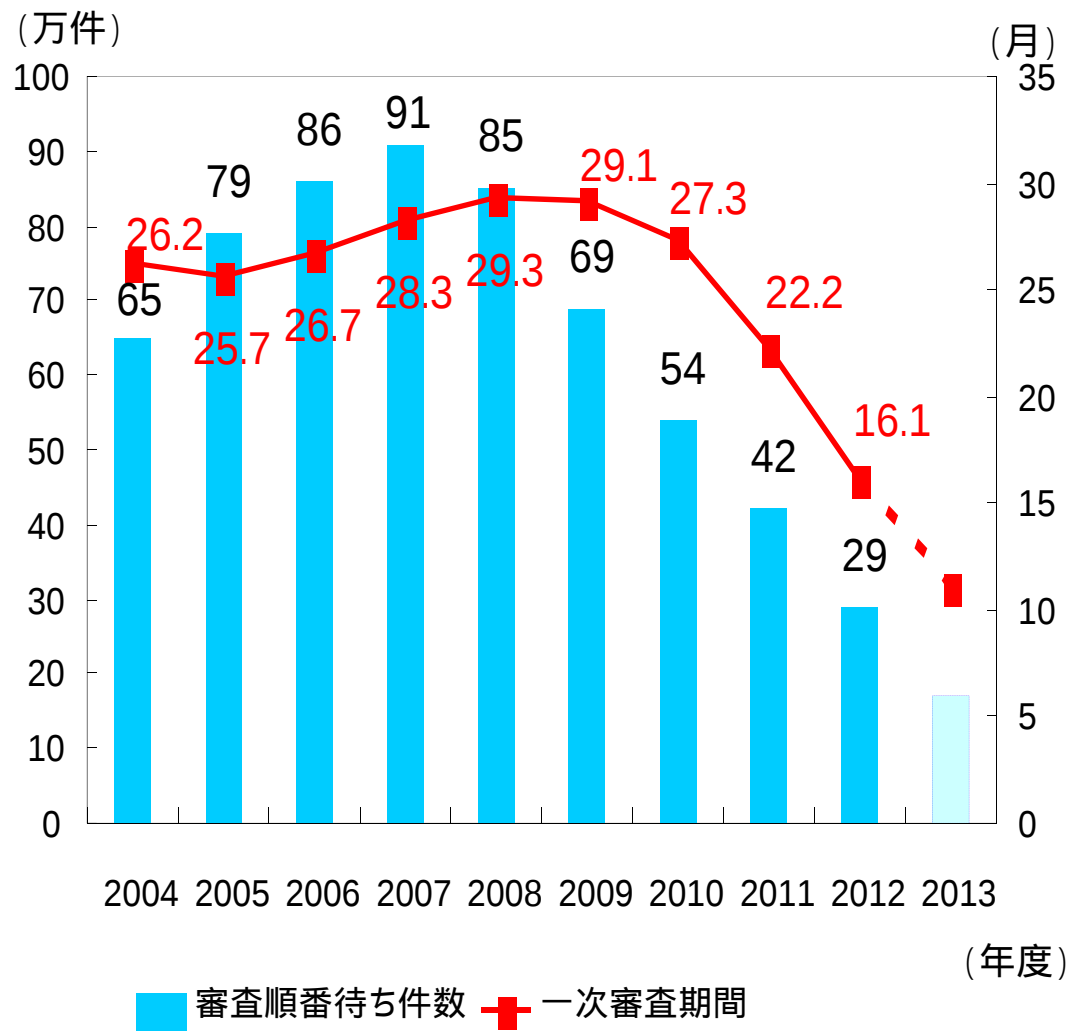
○ 手数料の納付手続の簡素化【国際出願法の改正】

国際的な法制度に基づき特許の国際出願をする場合の**他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括納付**できるものとする。

3.(1) 審査の迅速化

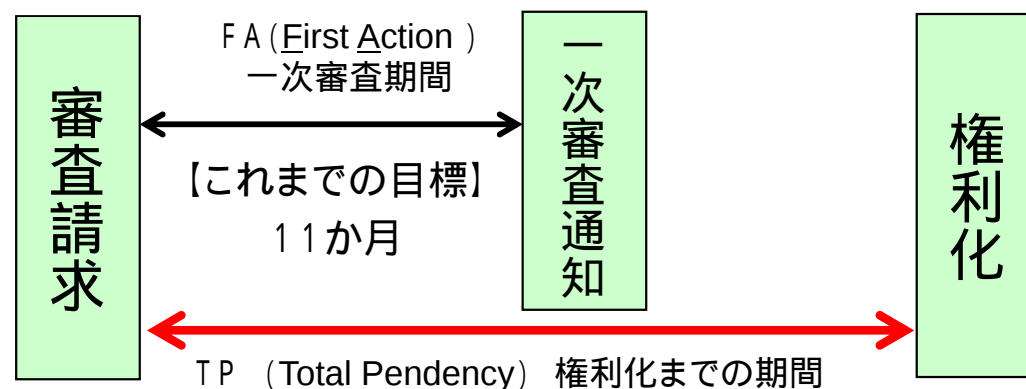
- 審査の迅速化・効率化については、これまでの目標(2013年度末「FA11」)の達成にメド。次なる取組みとして、権利化までの期間(TP)の短縮を見据えた新たな目標を設定する方針。

【一次審査期間(FA)の短縮】



(出典)特許庁調べ

【我が国における一次審査期間と権利化までの期間】



【主要国における「権利化までの期間」】
(2012年)

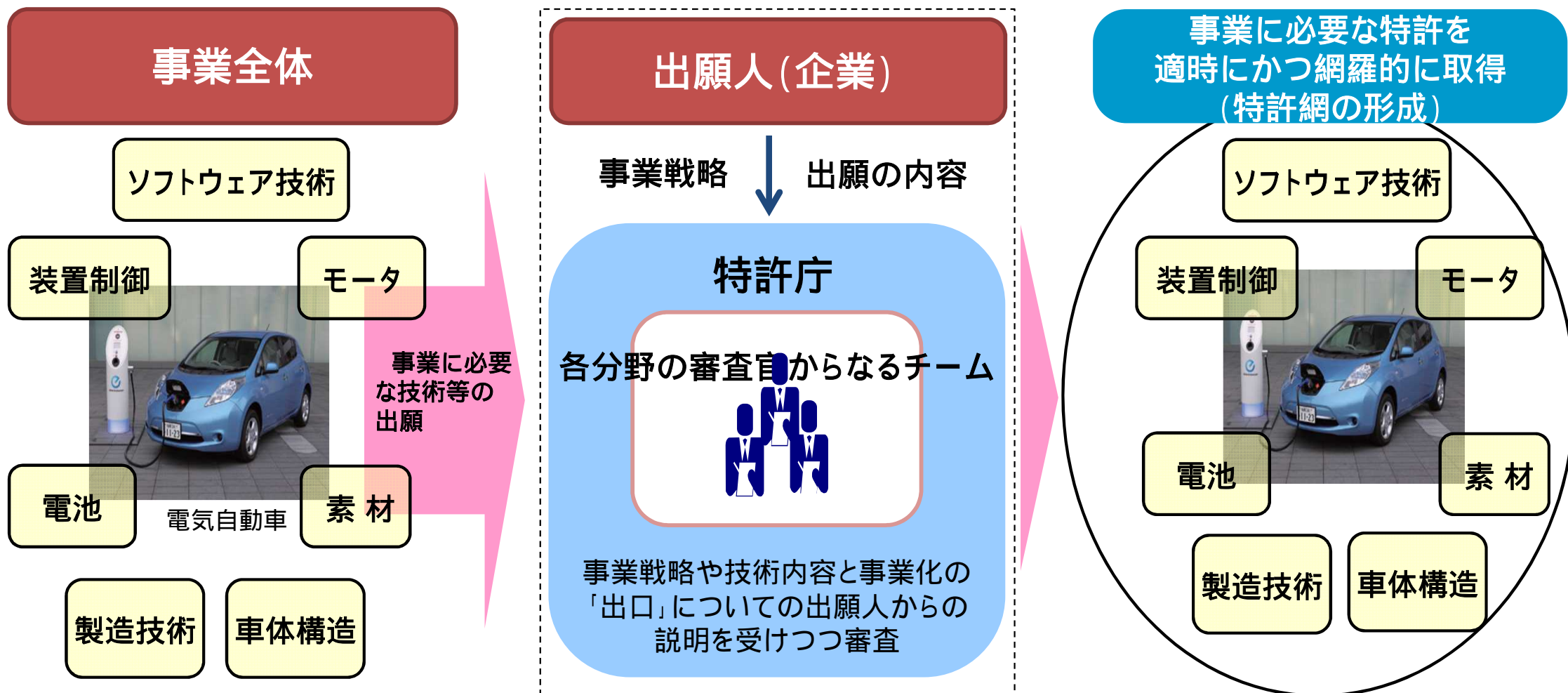
韓国	22.8月
中国	22.9月
米国	33.8月→20月 (2016年目標)
日本	34.0月
欧州	40.5月

(出典)特許庁調べ

3.(2) 「事業戦略対応まとめ審査」の展開

- 「知財網」の形成によるグローバル事業の円滑・戦略的な展開を支援するべく、出願人の複数・多領域にわたる知財について、各分野の審査官が連携をとって分野横断的に複数・多領域の権利化を審査する試みとして庁内で導入。本格的に展開する方針。

【「事業戦略対応まとめ審査」】



3.(3) 職務発明制度の見直し(概要・経緯)

- 研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化の観点から、職務発明制度の見直しについての検討を加速化する方針。

【職務発明制度の概要と経緯】

- 「職務発明制度」とは、従業員が職務上した発明について、企業が特許権等を取得した場合の権利やその対価(報酬)の取扱いについて定める制度。
- 我が国の特許法第35条が定める「職務発明制度」のポイントは、次のとおり。
 - ・ 特許を受ける権利は本来的に発明者に帰属し、企業が特許出願をするには、その権利を譲り受ける形となる(いわゆる「発明者帰属」)。
 - ・ 発明者は、特許を受ける権利を企業に譲渡するため、その対価を請求することができる(いわゆる「対価請求権」)。
- 2004年の特許法の改正前は、対価の額の算定における考慮要素が法定されていたものの、対価の額については当事者間の自主的な決定を尊重するべきという意見が強まったことから、2004年法改正により、当事者間の対価の額の決定プロセスを法律上明確に位置づけるとともに、当該プロセスが不合理である場合の対価の額の算定における考慮要素をより明確に規定した(特許法第35条)。

【日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)】

- 「企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者と従業員との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。」(日本再興戦略より抜粋)

【実情の把握・整理】

- 特許庁において、2013年10月～12月に実情を把握・整理するべく、我が国企業・研究者(海外企業に移籍した者も含む)総計17,000を超える主体を対象にアンケート調査を実施。

<企業向けアンケート調査>		送付数	回答数	回答率
企業	総数	2,485社	1,086社	約43.7%
	大企業	1,233社	623社	約50.5%
	中小企業	1,252社	437社	約34.9%
	不明	-	26社	-

【研究者向けアンケート調査】		送付数	回答数	回答率
研究者	総数	15,359者	3,556者	約23.2%
	日本企業で働く国内在住者	12,640者	3,280者	約25.9%
	海外企業に移った国内在住者	1,817者	230者	約12.7%
	海外企業で働く海外在住者	902者	46者	約5.1%

3.(4) 職務発明制度の見直し(アンケート調査結果)

【アンケート調査のポイント】

■ 重要/どちらかというとき重要
■ どちらともいえない
■ 重要でない/どちらかというとき重要でない

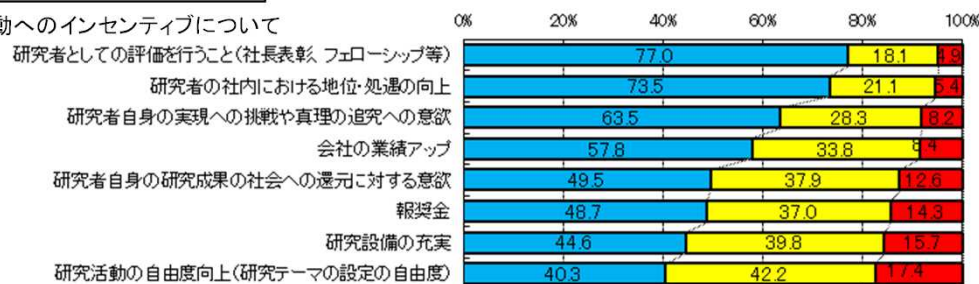
<企業向けアンケート調査結果>

(1) 職務発明に関する取決め

- ・職務発明に関する取決めが「ある」との回答は、大企業では**99.1%**、中小企業では**75.7%**に及んでおり、さらに、「ある」と回答した企業のうち、「従業者から使用者(会社)への権利の移し方」を定めている企業は、大企業では**91.2%**、中小企業では**88.5%**に達している。
- ・職務発明に関する取決めが「ない」と回答した企業の**90.5%**が中小企業であり、また、「ない」と回答した企業のうち、「慣行として従業者から使用者へ権利を移している」企業は、大企業では**80.0%**、中小企業では**58.4%**に達している。

(2) 職務発明に対するインセンティブ

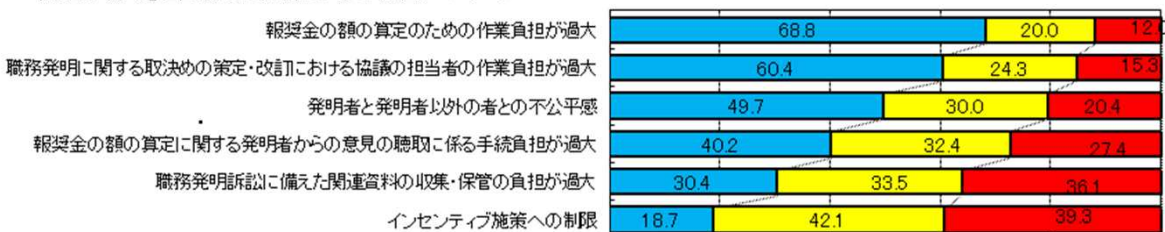
- ・研究開発活動へのインセンティブについて



- ・報奨金の支払が研究者のインセンティブを向上させているかについては、肯定的回答(「向上させている」「どちらかといえば向上させている」)が**過半数(70.3%)**を占めている。
- ・なお、職務発明を行った従業者に対する金銭以外の報奨について、「実施している」企業では「賞状や盾の授与による表彰等」「賞与への反映」「昇進、昇格など地位の向上」が順に挙げられている一方、そもそも「実施していない」と回答した企業も**59.1%**に及んでいる。

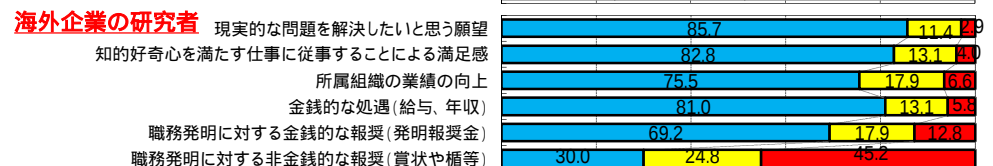
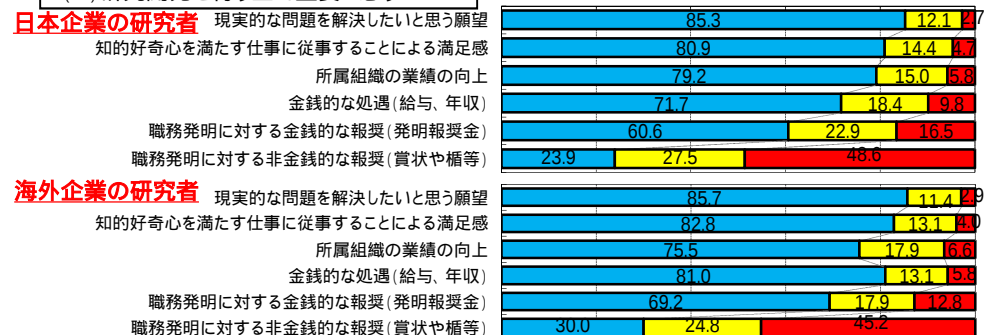
(3) 職務発明に関する運用

- ・職務発明に関する運用について「問題がある」との回答は、大企業では**69.3%**、中小企業では**42.6%**。
- ・「問題がある」と回答した企業のその理由について

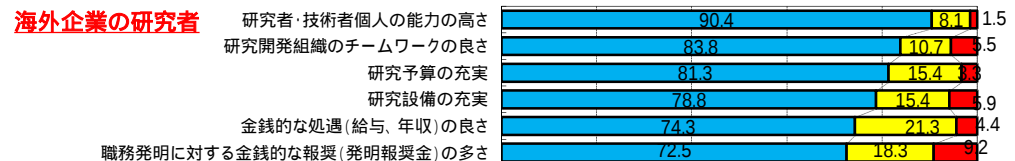
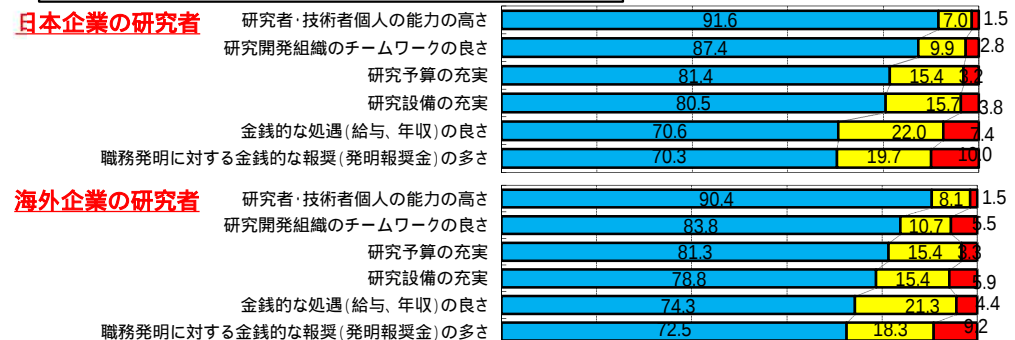


<研究者向けアンケート調査結果>

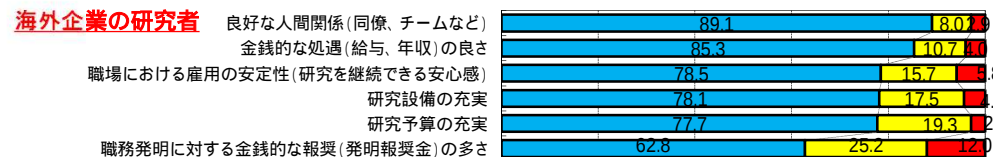
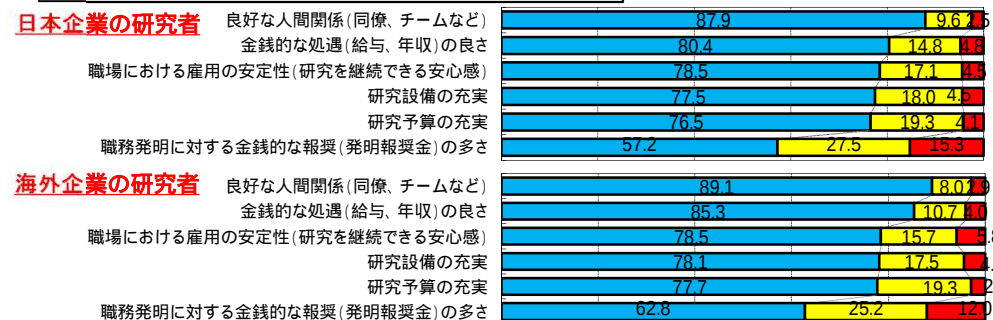
(1) 研究開発を行う上で重要と思うこと



(2) 組織が優れた発明を生み出すために重要と思うこと



(3) 組織に勤務し続ける上で重要と思うこと



3.(5) 国際出願の運用改善

- 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、我が国の審査の質・迅速性・効率性を活かした国際調査報告を提供できる制度的機会(「管轄」)を拡大する方針。

・出願人が指定した国際調査機関(各国特許庁)が先行技術等の調査を実施し、国際調査報告書を作成。

・出願人の請求により、国際予備審査機関(国際調査を実施した機関と同一機関)が特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)の報告書を作成。

国際段階

各国内段階

国際出願

国際調査

国際公開

国際予備審査

各国での審査手続



出願人



国際調査機関
(日本国特許庁など)



WIPO国際事務局



国際予備審査機関
(日本国特許庁など)



各国特許当局

・日本国特許庁、WIPO国際事務局、条約加盟各国の特許当局に出願。

・国際出願から18か月の経過後、WIPO国際事務局が国際出願の内容及び国際調査報告等を国際的に公開。

・国際公開後にWIPO国際事務局が各国へ送付。
・出願人による各国への手続(国内手数料の納付及び翻訳文の提出等)により、各国での実体審査を経て、権利化。

3.(6) 特許審査ハイウェイ(PPH)の改善

- 我が国企業が海外各国での手続きコストの軽減を図りながら早期に権利取得できるよう、二国間・多国間の協議を通じて必要書類の簡素化・申請要件の標準化など「特許審査ハイウェイ」の運用を改善する方針。

PPH (Patent Prosecution Highway)

